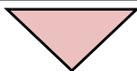




サービス利用の流れ

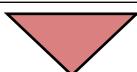
巨理町地域包括支援センターへ相談します。
(☎0223-34-1331)



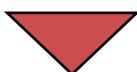
身体状況やサービスの利用希望をお聞きし、介護保険の申請、または基本チェックリスト(※)を行います。



認定結果により、ケアマネジャーと契約し、利用する事業者を選びます。



ケアマネジャーが、ケアプランを作成し、サービス提供事業者と調整を行います。



利用される方、ケアマネジャー、サービス事業者との顔合わせを行い、サービス内容について確認を行います。



サービスが開始されます。

(※)基本チェックリストとは？

日常生活に必要な機能(転倒に対する不安は大きいかな等)を調べます。



地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターは、各市町村に設置されている高齢者のご家族のための総合相談窓口です。高齢となっても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護や福祉の各サービスの利用等支援を行っています。お気軽にご相談ください。

《相談例》

- ・介護保険や福祉のサービス等の利用について
- ・元気づくり(介護予防)の方法について
- ・高齢家族の介護方法が知りたい
- ・体や病気が心配
- ・消費者被害にあってしまった
- ・虐待にあっている
- ・成年後見制度の利用について
- ・こんなとき、どこに相談したらいいの？



※必要な場合は詳しく相談できる窓口を紹介します。



高齢になり大変になって
きたことお手伝いします！

巨理町 生活援助サービス ご案内



巨理町役場
地域包括支援センターやすらぎ
住所：巨理町字悠里1番地
電話：0223-34-1331



生活援助サービスとは？

高齢や疾患等により、ゴミ捨てや掃除などの家事が大変になってきた方に対し、支援を行う介護サービスのひとつです。



こんなことお手伝いします！

- ◆ 居室の掃除
- ◆ 調理・配膳・片付け
- ◆ ゴミ出し
- ◆ 日用品等の買い物
- ◆ トイレや浴室等の清掃
- ◆ 薬の受け取り
- ◆ 洗濯・洗濯物干し・取り込み・収納
- ◆ 簡単な繕い（ボタン付け等）
- ◆ 衣類の整理（衣替え等）



など



利用対象者

- ① 65歳以上で基本チェックリストにより、総合事業対象者の認定を持っている方
- ② 介護保険申請を行い、要支援1の認定がおりた方
- ③ 介護保険申請を行い、要支援2の認定がおりた方

①～③のいずれかに該当し、
ひとり暮らしで生活支援を必要としている方

利用内容

利用時間	利用料金	利用限度
9時～16時 (祝休日・年末年始除く) ※上記時間外につきましては、 相談に応じます。	30分あたり 100円 ※1回の利用で 最長1時間	【要支援1 ・事業対象者】 週に1回 【要支援2】 週に2回



サービスを提供してくれる事業

公益社団法人 シルバー人材センター

電話：0223-34-8800

NPO法人 亘理いちごっこ

電話：0223-35-7727

みやぎ生協 こ～びくらしの助け合いの会

電話：022-292-5016

※いずれも、町が実施する講習を受講した方がサービスを提供します。

